

租税史料の復刻・掲載に関する誓約書

租税史料の撮影・複写・復刻・掲載（放映を含む。）に当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 租税史料を復刻又は掲載した復刻物・掲載物は、発刊後速やかに税務情報センター（租税史料室）に寄贈します。
- 2 復刻・掲載又は原史料の一部引用を行う場合は、原史料は税務情報センター（租税史料室）の所蔵であることを明記します。
- 3 著作権法上の問題又はプライバシー侵害の問題等が生じた場合は、自らの責任で処理し、税務情報センター（租税史料室）には一切関係ありません。
- 4 上記誓約事項を遵守しなかった場合は、今後一切税務情報センター（租税史料室）を利用しません。

令和 年 月 日

税務大学校 税務情報センター所長 殿

住 所

氏名・名称
(代表者)